

幕張新都心文教地区 現行の建築制限と条例による建築制限の比較表(案)

	建築物の建築制限 □ …建てられる用途 ■ …建てられない用途 ■、▲ …面積、階数、用途等の制限あり	現行制限		条例 文幕 教張 新地 都心	備考
		第2種住居地域	準工業地域		
居住系	住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿			▲	▲寄宿舍に限り、学校に附属するものを除く
商業系	店舗等	■		▲	■10,000㎡以下 ▲1,500㎡以下のものを除く
業務系	業務系施設 事務所			▲	▲教育学術を目的とするものを除く。
	研修施設				
	研究所				
ホテル等	ホテル、旅館			▲	▲研修のための宿泊を目的とするものを除く
遊戯系 風俗系	遊戯施設・風俗施設 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場 バッティング練習場、体育館等			▲	▲体育館に限り、教育学術機能を有する施設に 附属するものを除く
	カラオケボックス等	■			■10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券、車券販売所 ゲームセンター等	■			■10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場				
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等風営法上の 性風俗関連特殊営業の用に供するもの		■		■個室付浴場等を除く
公共系	公共施設・病院・学校等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校				
	大学、高等専門学校、専修学校等				
	図書館、博物館、美術館等				
	公民館、集会所				
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等				
	神社、寺院、教会等				
	病院、診療所				
	公衆浴場				
	福祉系 児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設 障害者支援施設等				
	自動車 教習所 自動車教習所				
工場系	工場・倉庫類 単独車庫(附属車庫を除く)	■			■300㎡以下かつ2階以下
	建築物附属自動車車庫	■		▲	■延べ面積の1/2以下かつ2階以下 ▲教育学術機能を有する施設に附属するもので 延べ面積の1/2以下かつ2階以下のものを除く
	倉庫業倉庫				
	畜舎			▲	▲教育学術機能を有する施設に附属するものを除く
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■			■作業場の床面積は50㎡以下のもの
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場				
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場				
	危険性が大きいか著しく環境を悪化させるおそれがある工場				
	自動車修理工場	■			■50㎡以下
	火薬、石油類、ガスな どの危険物の貯蔵・処 理の量			▲	▲教育学術機能を有する施設に附属するものを除く
	量が非常に少ない施設				
	量が少ない施設				
	量がやや多い施設				
	量が多い施設				
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	■	■		■都市計画決定が必要	
葬祭場等 葬祭場、結婚式場					
納骨堂 納骨堂					

※この表の建築制限項目については簡潔に表現しているため、条文の表現と必ずしも同じものではありません。